

標記會議ハ勞賃共ニ相譲ラズ格守セシガ年月三日午後
十一時頃會議團員約十五名ハ埼玉縣秩手支那ヨリ會議
團ニ対シ白米三俵ノ寄贈アリテ受取ニ赴キタル故途
工場附近ニ於テ労働歌ヲ高唱シ工場主様本派次郎ノ居
宅ニ投石シテ硝子一枚ヲ破壊シタルモノアリ所轄田無
警察署ニ於テハ直々ニ主謀者ト認メ、心、志野宮藏、
山崎清ノ二名ヲ同行検束ノ上取調べタルモノ罪証明カト
ラズ翌四日放還シ引續キ犯人捜査中ニルガ労働者側ハ
其後著シク讓歩的態度ヲ示シ當テ調停課ノ斡旋ニヨリ
十二日圓滿解決ヲ遂ゲ別記覺書ヲ交換セリ
右及申(通)報候也

別記

覺書

榎本黄枚製練工場對從業員ノ労働會議ハ今回調停後ノ斡旋ニヨ
リ左記条件ヲ以テ圓滿解決シタルニ就テハ茲ニ覺書三通ヲ作成
シ當事者双方及調停者各一通ニシテ保持スルモノトス

記

- 一 從業員ニ於テ最ニ提ギシタル労働条件ニ于スル嘆息希薄ハ之
ヲ一事保留スルコト
- 二 但シ工場ノ至急恢復後ハ工場主側ニ於テ順次改善ニ努
ムルコト
- 三 從業員始ハ來ル八月十五日トスルコト
- 四 從業員ノ一月間ニ於テハ留連休業ハ來ル本年十月末日迄ハ工
場主ニ於テ十七日間シ保護スルコト
- 五 但十一月以降ハ定休日數以外休業日數ニ制限ヲ附セザルコト
- 六 右期間内ニ休業日數ニ復シタル場合ハ休業日數ノ制限ヲ撤廢
スルコト
- 七 尚之ニ至ラサルモノ一人當リ十七日以上休業ニ得ル
ニ至レル場合ハ全從業員ニ對シ公平ニ休業ヲ介脱スルコト
- 八 工場主ハ會議團ニ對シ金一封(金一千五百円也)ヲ支給スルコト
- 九 但シ六月内ハ八月十二日七自月ハ金一千四百円十四日殘額二百円ハ九月